

## 旭地区第2次住居表示実施検討会

# 住居表示に関する 大切なお知らせ 第9号

## 徳延・纏・河内の全域と根坂間・公所の一部が 令和7年10月14日に新しい住所になります

### 【スケジュール】(予定)

- 8月中旬 新しい住所(住居番号等)の告示(＝広くお知らせすること)。内容は、平塚市のホームページをご覧ください。
- 9月上旬～ 皆様に以下の書類を配付します。  
①新しい住所(住居番号等)が記載された通知書  
②住所変更手続きの方法等を記載した『住居表示の手引き』  
③親戚や取引先等に新しい住所をお知らせするはがき 等  
また、『住居表示の手引き』(②)に沿った住所変更手続きの動画も公開します。
- 9月下旬 手続き動画上映会(動画を見られない方向け)  
場所は旭北・南公民館、松延小学校を予定しています。
- 10月14日(火) 旭地区第2次(徳延・纏・河内)住居表示

平塚市ホームページでも大切なお知らせや住居表示に関する情報を確認  
できますので、ご活用ください。

平塚市ホームページはこちら→



(裏面に続く)

## 手続きが**必要**な主なもの

(詳しくは、9月から配付します『住居表示の手引き』をご確認ください。)

**※令和7年10月14日(住居表示後)以降に手続きしてください。**

### ○マイナンバーカードの住所変更

- ・手続きの案内は、9月に配布します「住居表示の手引き」とは別に郵送されます。

### ○運転免許証または運転経歴証明書の記載事項変更

- ・手続きは、運転免許証の更新時で問題ありません。
- ・マイナ免許証(またはマイナ経歴証明書)のみをお持ちの方は、住所変更等ワンストップサービスの利用同意手続きを事前に行うことで、マイナ免許証(またはマイナ経歴証明書)の住所変更手続きが不要になります。詳しくは、神奈川県警察HPをご確認いただくか、平塚警察署(0463-31-0110)にお問い合わせください。

神奈川県警のホームページはこちら→



### ○土地、建物などの不動産の所有者名義人の住所変更登記

- ・不動産登記法の改正のため、令和8年4月1日から住所変更登記が義務化されます。義務化により、令和10年3月31日までに変更登記手続きが必要となります。詳しくは、横浜地方法務局西湘二宮支局(0463-70-1102)まで、ご確認ください。

### ○普通自動車、オートバイ(125cc超~)の所有者、使用者の住所変更

- ・手続きは、車検の際で問題ありません。

## 手続きが**不要**な主なもの

(詳しくは、9月から配付します『住居表示の手引き』をご確認ください。)

### ○行政等が新しい住所に変更します。

- ・住民基本台帳(住民票)
- ・印鑑登録原票(印鑑登録証明書)
- ・戸籍簿、戸籍の附票
- ・国民健康保険資格確認書/マイナ保険証
- ・介護保険被保険者証
- ・国民年金加入者、受給者等
- ・上下水道の登録
- ・**子**(小児)医療証/**親**(ひとり親)福祉医療証